

石第五三二五部隊棚原林業隊瀨古上等兵八階級享ヲ附セズ
 襦袢シ鈕ヲ脱シタル儘歩行シタルハ不可ナリ(十月五日)
 球第一五二五六部隊ノ兵中民家附近ニ於テ裸體ヲ儘歩行シテ
 ル者林巻ヲナレ者等ナリ軍紀風紀上注意ヲ要ス(十月七日)
 石第五三二五部隊對落監視哨司令山田兵長ヲ細察ナル
 計畫ヲ基キ熱心ニ服務シテリテ可ナリ

配布七 中隊迄各相迄

校尉 紅

第七九號

石兵團會報

十月二十六日(六) 浦添國民學校

- 一 司令部彈藥庫(表門衛兵所附近)ニ二十五日〇六〇頃約ニ米ノ金ハゴ
 一ガ彈藥庫内ニ入ラントスルヲ捕獲セリ
- ハゴ冬眠ノ準備トシテ倉庫等ニ入ルニ非スマト思料セラルニ付
 各隊ハ注意ノコト
- 住民ノ言ニ依リハハゴハ硫黄ヲ煉ヲラ以テ洞穴ノ如キニ硫黄ヲ
 燃ス時ハ數ヶ月ハゴニ來ラザル由
- 二 遺骨ハ昨二十五日司令部ニ於テ兵團長以下幕僚部部長
 告別ノ後球部隊本部ニ安置セリ 遺留品ハ追ッテ示ス時
 機迄各部隊保管ノ事
- 三 質疑事項ハ一件一禁トスル如ク先ニ指示シアルモ未ダ數件
 ラ一禁トスル向キアリ一件一禁ヲ嚴守セラレ度
- 四 過般行ヒタル將校特別補充上申者ノ昭和十九年度考科表

1 6 5 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

寫ヲ十一月五日迄ニ追加提出相成度

五 泡盛ハ元來米ヨリ醸造スルモノナルモ芋ヨリモ醸造シ後者ハ
アルニトル分強ク五六合ヲ泥酔シ土地ノ者モ餘リ飲マザル
モノナリ最近泡盛ニ依リ態度ヲ紊シタル例ハ後者ニ非ズヤ
各隊ハ注意ノコト

六 軍會報中必要事項

ノ空襲後那霸宿營部隊ハ各宿營シタルモ無断借用シ
或ハ釘付セル戸ヲ引脱シ使用シアリ又家中ノ物品ヲ勝手ニ
持出シ使用シタル部隊アリ民間ニイテハコト占領地ニ非ズ無断
立入りヲ禁ズ等ノ立札ヲ掲ケテ注意ヲ要ス
ノ混雜ニ紛レ鶏豚等ヲ無断捕獲シ食用ニ供シタル部隊アリ
民間ヨリ苦情アリタルヲ以テ注意ノコト
ノ性的犯行ノ發生ニ鑑ミ各隊此種犯行ハ嚴ニ取締ラレ度
ノ自動貨車ノ助手台ニ助手以外ノ者乘リタル事故發生ノ源ナリ

注意ノコト 英ニシテ未ダ荷馬車ニ乘レル者アリ交通統制上
馬車夫ト雖モ乘セザル如ク監視者ニ於テ注意ノコト

5 自動車行軍ハ常識ヲ脱シテ軍司令官ノ標旗アル自動
車ノ側ヲ大ニ速度ヲ以テ通りテ兵團長以上ノ自動車トハ
黄旗ノ上ニ夫々標旗ヲ附シタル筈ナリ

6 自動車行軍々紀ハ不可ナリ前後、連絡、自動車部隊トシテノ
敬禮、速度ノ齊一等ニ關シテ徹底セル教育ヲ實施ノコト
7 煙草、洗臉等民間ニ流用シタルヲ以テ各隊ハ嚴ニ取締ルコト

8 郵便物、檢閲ハ嚴重ニ空襲ノ被害狀況等書ガザル如ク
注意ノコト

9 怪火信號頻發シタルヲ以テ各隊注意ノコト 演習等ニ信號彈
ヲ使用スル場合ハ豫メ時刻場所等ヲ軍ニ報告ノコト
10 豆爆彈 (アブナイサワルナト刻字ヲ附シテ中経四五センチ長徑三センチ
ヨリ二センチ某部隊兵ニ死セリ不發彈 豆爆彈等ノ取扱ニハ